コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　NIPPON CHEMI-CON CORPORATION

最終更新日：2015年7月6日
日本ケミコン株式会社
代表取締役社長　内山　郁夫
問合せ先：管理部長　中村　孝史
証券コード：6997
http://www.chemi-con.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対して経営の透明性並びに経営の効率性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。
株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などの法律上の機能に加え、内部統制システムを整備するとともに、決算説明会の開催、適時開示等により経営状況についての情報提供を継続して行うことで、健全性、効率性、透明性の高い経営を実践しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,785,143	3.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,715,000	3.50
日本生命保険相互会社	5,130,729	3.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,065,000	2.49
JUNIPER	3,915,000	2.39
CBNY－GOVERNMENT OF NORWAY	3,712,000	2.27
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,467,000	2.12
EVERGREEN	3,447,000	2.11
株式会社三井住友銀行	3,346,743	2.05
BNY FOR BNYM GCM ACCOUNT E ESSC	2,727,821	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社及び上場子会社を有しておらず、特別に記載するべき事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋英明	学者										△	
川上欽也	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋英明	○	当社は、高橋氏が2008年3月まで教授の職を務めておりました北海道大学に寄付をしております。	高橋氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、当社の事業分野であるコンデンサ用材料に係る専門知識や長年にわたる大学教授として幅広い知識・経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。 また、当社は高橋氏が教授の職を務めておりました北海道大学に寄付を行っておりますが、寄付の額は年間50万～100万円程度であり他の大学等の寄付先と比べて多額なものではありません。また、高橋氏は現在同大学の名誉教授ではありますが、既に同大学の教授の職を退任し2015年6月時点で7年が経過しております。 その他にも高橋氏について、当社経営陣からの独立性が疑われるような属性等は存在しません。 従って、高橋氏は、当社経営陣から独立した立場から社外取締役としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
川上欽也	○	該当なし。	川上氏は、横浜ゴム株式会社の購買部門、研究部門、CSR部門等、幅広い分野で経営に携わり、豊富な経験と見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。 また、当社は横浜ゴムグループと取引関係にありません。その他にも、川上氏について、当社経営陣からの独立性を疑われるような属性等は存在しません。 従って、川上氏は、当社の経営陣から独立した立場から社会取締役としての職務を十分に果すことが可能であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況について
　監査役と会計監査人の連携は、年4回（四半期）に開催する臨時監査役会を通じて、会計監査人による監査報告、監査計画と監査実施状況等につき意見交換を行う他、期中においても必要に応じて会合を開催し、会計監査人と連携を図っております。

2. 監査役と内部監査部門の連携状況について
　内部監査部門である監査室は、独立性を保ち、客観的な内部監査活動を実現するために社長に直属する機関として存在しますが、監査役は常に監査室と連絡・調整を行い、相互に有効な監査活動の実施に努めております。
　具体的には、年6回開催される定例監査役会のうち、年2回は監査室長を召集し、半期の内部監査活動実績について監査役が報告を受けております。また、日常的な情報交換も頻繁に行い、監査室の独立性を損なわない範囲で、監査活動全般についての意見交換を行っております。

3. 会計監査人と内部監査部門の連携状況について
　監査室は、会計監査人による監査役会への報告会の同席、会計監査人よる期末実地棚卸監査の立会い等を行い、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
太田宗男	弁護士										○			
会田豊治	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田宗男		当社は、太田氏が代表弁護士を務める法律事務所と法律顧問契約を締結しております。	太田氏は、弁護士としての豊富な経験と知識を有し、その専門的見地から当社の経営を監査することが可能であると判断しております。また、当社は太田氏が所属する弁護士事務所との間で顧問契約を締結し毎月顧問料を支払っておりますが、その金額は当社が他の弁護士事務所に支払っている顧問料と比較して同程度であり、かつ、当社が定める社外役員の独立性に関する基準に照らしても当社から多額の報酬を得ているものとはいえません。また、その他にも、太田氏について、当社経営陣から独立性が疑われるような属性等は存在しません。 従って、太田氏は、当社の経営陣から独立した立場から社外監査役としての職務を十分に果すことが可能であると判断しております。
会田豊治	○	当社は、会田氏が2007年3月まで勤務されていた日立製作所グループと取引関係にあります。また、当社は、同氏が2013年3月まで勤務されていたクラリオングループと取引関係にあります。	会田氏は、日立製作所グループにおいて主に購買業務を経験した後、クラリオン株式会社の取締役及び常務執行役員を務められました。その豊富な経験と見識を活かして当社の経営を客観的な立場から監査することが可能であると判断しております。 また、当社グループは日立製作所グループに対し製品を販売しておりますが、販売額の連結売上高に占める割合は、2%程度であります。当社グループはクラリオングループに対しても製品を販売しておりますが、販売額の連結売上高に占める割合は、0.1%未満であります。 また、会田氏は、日立製作所グループ及びクラリオン株式会社を既に退社しております。その

			他にも、会田氏について、当社経営陣からの独立性を疑われるような属性等は存在しません。 従って、会田氏は、当社の経営陣から独立した立場から社外監査役としての職務を十分に果すことが可能であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社においては、各取締役の業務執行状況に応じた適正な基本報酬・賞与を支給しており、現状では十分と考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

1．役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる員数
　取締役　158百万円（8名）
　（社外取締役を除く。）
　監査役　42百万円（2名）
　（社外監査役を除く。）
　社外役員　22百万円（3名）
2．役員区分ごとの報酬等の種類別の総額及び対象となる員数
基本報酬
　取締役　158百万円（8名）
　（社外取締役を除く。）
　監査役　42百万円（2名）
　（社外監査役を除く。）
　社外役員　22百万円（3名）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が経営方針等の意思決定及び取締役の職務執行の監視・監督を行うために必要な情報を、随時伝達しております。特に、社外取締役につきましては、取締役会での適正な意思決定を可能とするため、できるだけ早期に関係資料を送付し、かつ事前説明を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会設置会社として、取締役による合理的な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とするガバナンス体制を構築し、その実効性を高める体制としております。
1．取締役会
当社は、取締役会を少人数構成（7名）とすることにより、迅速な経営の意思決定を図るとともに、利害関係のない独立した社外取締役（2名）を招聘し、経営の監視監督機能を強化しております。また、当社の取締役の人数は、10名以内とすることを定款で定めております。
なお、取締役会は、監査役4名が出席のもと、法令又は定款に規定する事項の決議及びその他の業務執行状況等の経営上の重要事項について、監査役に積極的に意見を求める運営を行い、審議の客観性を確保しつつ、報告・決議を行っております。
2．執行役員制度
当社は、執行役員制度を採用し、取締役会における経営の意思決定及び取締役の業務監視監督機能と業務執行機能の分離を図っております。執行役員は取締役会の決定した事項を実行することにより、経営の意思決定に基づく業務執行を迅速に行います。
3．監査役会
監査役会は、ガバナンスのあり方と運営状況を監視し、取締役を含めた経営の日常的活動の監視を行っております。具体的には、常勤監査役2名、非常勤の社外監査役2名で構成し、各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会への出席、各事業所への訪問等を介して、業務執行の状況及び経営状態の調査・検証等を行い、法令及び定款違反や株主をはじめとするステークホルダーの利益を侵害する事実の有無等について監査を行っております。
また、監査役会において、業務執行の担当取締役及び重要な使用人から個別の聴聞の機会を設けるとともに、監査室とも密接に連携し、監査役会において監査結果及び運営状況について報告を受け、監査役としての監査機能の強化を図っております。
4．会計監査人
会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任し、監査役と連携し会計における適正性を確保しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、鈴木博貴氏、志村さやか氏であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他が14名であります。
5．内部監査体制
社長直轄の監査室を設け、期中取引を含む日常業務全般について、監査役とも連携して監視機能の強化を図っております。監査室は、業務活動全般にわたる管理・運営の制度の内部監査を定期的に実施しており、業務改善とコンプライアンスの徹底に向けて、具体的な助言・提言を行っ

ております。
　また、監査室は、財務報告に係る内部統制の評価体制を確立するため、財務諸表に影響を及ぼす業務について監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

　当社は、監査役会設置会社であります。当社は、経営の監視監督と業務執行を明確に分離する目的で2014年6月に執行役員制度の運用を開始し、取締役の人数を削減するとともに、経営の監視監督機能を強化するため、社外取締役を1名招聘しております。また、本年6月に経営の監視監督機能を更に強化するために、社外取締役を1名増員し、計2名としております。
また、監査役につきましては、監査役4名で監査役会を構成し、取締役の意思決定及び執行役員の業務執行の監査並びに当社及び国内外子会社の業務や財政状況を監査しております。
また、法律上の機能である監査役に加え内部監査の専門部署である監査室（7名）を設置し、遵法のみならず業務効率や業務手続の妥当性まで含め、実地監査を実施しております。
このように、当社は従来からの監査役制度及び内部監査部門に加え、取締役会による経営の監視監督機能を強化することにより、適正な監視及び監督を可能とするガバナンス体制を構築し、その実効性を高める体制を実現していくことができると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送期限よりもできるだけ早く発送することに努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に第2四半期決算、期末決算、3年毎の中期経営計画策定時に開催。 不定期的にアナリストとのスモール・ミーティング、取材を受けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務情報を中心にホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日本ケミコングループ企業行動憲章及び日本ケミコングループ行動規範により規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境への取組みとして、環境管理基本方針を定め、環境報告書を作成しホームページにて公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	東京証券取引所の適時開示規則を遵守し適正な開示を行うとともに、ホームページにより財務情報を中心にタイムリーにステークホルダーに情報提供する事を心がけております。
その他	情報セキュリティへの取組みとして、情報セキュリティ基本方針を定め、株主、顧客及び従業員等の情報保護に努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は日本ケミコングループの企業価値の継続的な向上を図るために、コンプライアンスの徹底及びリスクをコントロールすることが不可欠と認識し、以下に掲げる諸施策の実施を推進してまいります。

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
代表取締役社長が、「日本ケミコングループ企業行動憲章」の精神を繰り返し当社グループの全役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
「日本ケミコングループ行動規範」の徹底を図るため、コンプライアンス体制の整備、充実を推進する。
コンプライアンス統括役員(「役員」には執行役員を含む)が委員長を務めるコンプライアンス委員会を中心に、社会規範・企業理念に適合した行動の推進を図るために、教育活動等を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
企業活動のあるいは企業理念実現を阻む様々な要因を排除し、企業が健全に存続・発展することにを目指し、経営トップの方針として「日本ケミコングループリスクマネジメント方針」を当社グループの全使用人及び関係者に表明するとともに、その徹底を図る。
リスクマネジメント統括役員(「役員」には執行役員を含む)が委員長を務めるリスクマネジメント委員会を中心に、会社に重大な影響を与えるリスクを洗い出し、当社グループ共通の管理を行う体制の整備を進める。特に、地震・風水害等の自然災害、伝染病等の不測の事態が発生した場合に備え、「事業継続規程」に則り事業継続のために必要な計画を整備し、企業活動に影響を与える損失を最小限に留めるように努める。

4. 当社及び子会社の取締役の職務が効率的に行われていることを確保する体制
「共通職務権限規程」、「分掌職務権限規程」及び「子会社管理規程」、経営委員会、中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく月次業績管理の実施、経営委員会及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施。

5. 企業集団における業務の適正性を確保するための体制及び子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「日本ケミコングループ企業行動憲章」及び「日本ケミコングループ行動規範」に則り、当社グループ取締役、執行役員、使用人一丸となり、遵法意識の醸成を図る。
当社グループの各社の担当役員及び各社の代表者は、「子会社管理規程」及び各社の「分掌職務権限規程」、「共通職務権限規程」に基づき各社の業務の執行の適正を確保する体制の確立と運用の権限と責任を有する。
子会社の取締役は「子会社管理規程」及びその他当社グループ共通に適用される規程に基づき当社に報告を行う。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上配置し、この使用人の人事異動については、事前に監査役会と協議するものとする。この使用人は監査役の指揮命令下で職務遂行し、監査役の補助に専念するものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、公益通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告者、報告時期等の報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
「公益通報取扱規程」に基づき、監査役へ報告した者を当該報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。また、当該報告者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を採るように努める。更に、このことを当社グループ全役職員に周知徹底させるために教育を行う。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が監査役会で定めた監査方針及び監査計画等に従って支出した監査の費用又はその他監査に必要な費用について、当社は監査の支障が生じないよう速やかに支払又は償還を行う。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、監査役会と代表取締役社長との定期的な意見交換、監査役会による取締役、執行役員又は重要な使用人への定期的なヒアリング、会計監査人との定期情報交換、内部監査部門長による内部監査報告を実施する。

11. また社長直轄の監査室を設置し、財務報告に係る内部統制の評価体制を確立する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向け、「日本ケミコングループ行動規範」において、「いかなる国の反社会的勢力・団体の活動も支援しないとともに、その活動に対しては毅然とした態度で臨む」ことを定めており、その内容を全社員に周知徹底しております。
また、平素から警察等の外部専門機関からの情報収集に努めるとともに、事案発生時には外部専門機関と連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。
また、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合、取引を解消できるよう契約書に反社会的勢力排除条項を設けております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ、当社では「買収防衛策」を予め定めることはしておりません。しかし、当社は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、常に当社の株式取引や異動の状況に重大な関心を持つとともに、有事対応のコンテンジェンシー・プランを策定し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、社外の専門家を含めたプロジェクトチームを組織し、当該買収提案の評価や当該取得者との交渉を行い、当社の企業価値、株主共同の利益に資さないと判断された場合には、直ちに具体的な対抗措置の要否、内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えるなど、当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. CSRへの取組強化について
当社は、CSRへの取組強化の一環として、グループリスクマネジメントシステムの整備を進めております。これまで、CSR活動として、コンプライアンス、環境及び情報セキュリティへの取組みを個別に進めてまいりました。今後は、こうした取組みをさらに推進することにより、可能な限りリスクを排除し、万一の事態発生に際しては、ステークホルダーへの影響を極小化することを目的にリスクマネジメントシステム体制の整備を進めてまいります。
また、当社は2012年1月に国連グローバル・コンパクトに参加致しました。人権、労働、環境、腐敗防止の4分野に関する国連グローバル・コンパクトの10原則を日常の企業活動により積極的に取り入れ、CSR活動の一層の充実に努めてまいります。

2. 適時開示に係る社内体制について
当社は、投資者に適切な会社情報の開示を行う事を基本姿勢とし、以下の通り適時開示すべき情報を取り扱っております。
当社及びグループで決定又は発生した重要な事実について情報開示担当役員が一元的に管理し、適時開示情報か否かの検討は、経営戦略部、管理部、経理部を中心に適時開示規則に準じて協議しております。
また、情報開示担当役員は必要に応じて取締役社長と協議しております。
東京証券取引所への適時開示は、重要な決定事実については毎月1回開催する定時取締役会又は毎週開催する経営委員会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、決定後遅滞なく適時開示を行っております。
また、重要な発生事実につきましては、発生後遅滞なく適時開示を行っております。
なお、当社は開示過程で内部者取引管理規程に基づき重要事実の開示前の社外への情報漏洩を防ぐ体制を整えております。